（新株予約権の行使に関する調書に関する経過措置）

第八十条　新規則第九十七条の二第一項（新株予約権の行使に関する調書）の規定は、施行日以後の同項に規定する新株予約権の行使について適用し、施行日前の旧規則第九十七条の二第一項（新株予約権の行使に関する調書）に規定する新株予約権の行使については、なお従前の例による。

（株式無償割当てに関する調書に関する経過措置）

第八十一条　新規則第九十七条の三第一項（株式無償割当てに関する調書）の規定は、同項に規定する株式無償割当てで施行日以後にその効力が生ずるものについて適用し、旧規則第九十七条の三第一項（株式無償割当てに関する調書）に規定する株式無償割当てで施行日前にその効力が生じたものについては、なお従前の例による。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書に関する経過措置）

第八十二条　新規則第九十七条の三の二第一項（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）の規定は、同項に規定する役員等が施行日以後に受ける経済的利益の同項に規定する供与等について適用し、旧規則第九十七条の三の二第一項（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）に規定する役員等が施行日前に受けた経済的利益の同項に規定する供与等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第八十三条　新規則第九十七条の四第五項（支払調書等の提出の特例）の規定は、施行日以後に提出する新令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）の申請書については、なお従前の例による。

（開業等の届出書に関する経過措置）

第八十四条　新規則第九十八条第二項（開業等の届出書）の規定は、施行日以後に提出する新法第二百二十九条（開業等の届出）の届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百二十九条（開業等の届出）の届出書については、なお従前の例による。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過措置）

第八十五条　新規則第九十九条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定は、施行日以後に同条の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第九十九条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（事業所得等に係る総収入金額報告書の記載事項に関する経過措置）

第八十六条　新規則第百三条（事業所得等に係る総収入金額報告書の記載事項）の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

○財務省令第五十四号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百五号）附則の規定に基づき、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の三の三第一項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改め、同条第三項第一号中「及び納税地」を「、納税地」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第八条の三の十一第一号中「すべて」を「全て」に、「及び納税地」を「、納税地」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第八条の三の十二第一号及び第九条第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第九条の二（見出しを含む。）中「たな卸資産の評価」を「棚卸資産の評価」に改め、同条第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改め、同条第二号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第九条の三第一号、第十一条第一号、第十一条の二第一号、第十三条第一号、第十五条第一号、第十七条第一号並びに第十八条第二項第一号及び第四項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十条の二中「こえて使用される」を「超えて使用される」に改め、同条第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改め、同条第五号及び第八号中「こえて」を「超えて」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「堅牢」を「堅ろう」に改め、同条第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十一条の二第一号、第二十一条の三第一号、第二十二条第一号、第二十四条の三第一号、第二十四条の四第一号、第二十四条の五第一号、第二十四条の六第一号、第二十四条の七第一号、第二十四条の八第一号、第二十四条の九第一号、第二十四条の十第一号、第二十四条の十一第一号、第二十四条の十二第一号、第二十五条第一号、第二十五条の五第一号、第二十五条の六第一号、第二十五条の七第一号、第二十五条の八第一号、第二十六条の八第一号、第二十七条の二第一号、第二十七条の八第六項第一号、第二十七条の十三第一号、第二十七条の十八第一号、第二十七条の十九第一号、第二十八条の三第一号、第二十八条の四第一号、第二十九条の二第一号、第三十一条第一項第一号、第三十二条第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十六条第一号、第三十六条の三第一号及び第三十六条の四第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第三十七条第一項中「堅牢」を「堅ろう」に、「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に、「本店」を「名称及び本店」に改める。

第三十七条の五第一号中「当該連結法人が連結子法人である場合には当該連結法人及び当該連結法人に係る連結親法人」を削り、「及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地」を「、納税地及び法人番号」に改め、「氏名」の下に「当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名並びに当該連結法人に係る連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名）」を加える。

第三十七条の八第一項第一号、第三十七条の九第一項第一号、第三十七条の十一第一項第一号、第三十七条の十三第一号、第三十七条の十四第一号及び第三十七条の十五第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第三十七条の十六第一号中「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第四十条第一項第一号、第四十一条第一項第一号、第五十二条第一号、第六十条第一号及び第六十条の二第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第六十条の四第一項第一号及び第二項第一号中「納税地」の下に「、法人番号」を加える。

附則第七条第二項第一号中「名称及び本店」を「名称、本店」に、「所在地（」を「所在地及び法人番号（」に、「納税地並びに」を「納税地、」に、「所在地）」を「所在地並びに法人番号）」に改める。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）」に改める。

附則第八条中「名称及び納税地」とあるのは、」を「名称」とあるのは」に、「名称及び納税地（連結子法人にあっては、」を「名称」と、「並びに」とあるのは「（連結子法人にあっては、名称及び」に改め、「所在地）」の下に「並びに」を加える。